

お知らせ

院外処方せんへの臨床検査値記載 についてのお知らせ

当院では、平成30年7月2日（月）より、原則、院外処方せんに臨床検査値を印字して発行することに致します。

（ただし、希望されない場合は、診察時に主治医にお申し出下さい。印字せずに処方せんを発行致します。また、主治医が印字することが適当でないと判断した場合も印字せずに発行致します。）

保険調剤薬局においても、患者さまの臨床検査値を確認することで、腎機能や肝機能等に応じた投与量の確認や副作用の早期発見などが可能となります。

医療の安全性を高めることに繋がりますので、何卒、ご理解を賜りますようお願い致します。

公立学校共済組合近畿中央病院
病院長